

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領の改正案について

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

1 改正の内容

○ 支給対象施設の利用条件等の見直し

日本再興戦略及び好循環実現のための経済対策を踏まえ、支給対象施設の利用条件等について、平成26年1月1日以降、「自社労働者の子が半数以上いること（＊）」を緩和し、「自社労働者の子どもが1人以上いること、かつ、雇用保険被保険者の子が半数以上いること」とする。

＊「自社労働者の子どもが1人以上いること」の利用条件等が適用されるのは、平成24年10月31日以後に都道府県労働局長に事業所内保育施設に係る計画の認定申請を行い、その認定を受けた事業主等

<参考：両立支援助成金 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領（現行）
抜粋>

○ 支給対象となる事業所内保育施設の利用条件等について（支給要領0405）

イ 事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する雇用保険の被保険者である労働者であること。ただし、同労働者の利用者数以下に限り、同労働者以外の利用者を認めることは差し支えないこと。

ロ （略）

ハ イ及びロに関わらず、平成24年10月31日前に設置・運営計画又は運営計画の認定申請を行い労働局長の認定を受けた事業主等については、当面、事業所内保育施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者とする。ただし、定員の半数以下に限り、雇用保険の被保険者である労働者以外の利用者を認めることは、差し支えないこととする。また、その雇用する労働者が1人以上いない月の運営費は支給しない。

2 今後の予定

平成26年 1月 1日 改正支給要領の施行（予定）

<参考資料>

○ 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

④女性の活躍推進

○緊急プロジェクト(本年度・来年度)

- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施期間のうち、本年度・来年度を「緊急集中取組期間」と位置付け、5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援する。

①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)

- － 施設整備費の積み増し。都市部に適した賃貸方式の活用。

②保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)

- － 潜在保育士の復帰促進、処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③小規模保育事業など新制度の先取り

- － 小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育など新制度を先取りして実施(即効性ある受け皿の確保)。

④認可を目指す認可外保育施設への支援

- － 改修費、賃貸料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行。

⑤事業所内保育施設への支援

- － 「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件の緩和。

○ 「好循環実現のための経済対策」(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

第2章 具体的施策

Ⅱ. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策

(2) 子育て支援・少子化対策

待機児童解消を目指し、保育所整備費について主として来年度当初予算に計上することとあわせて適切に確保するとともに小規模保育、幼稚園での長時間預かり保育、事業所内保育施設への支援を行うなどの「待機児童解消加速化プラン」の推進や認定こども園の設置促進、子育て世帯への賃貸住宅の提供など子育て支援等を強化する。また、地域における少子化対策を支援する。

- ・ 待機児童対策と女性の活躍促進(文部科学省、厚生労働省)

- ・ 事業所内保育施設設置・運営等の支援<予算措置以外>(厚生労働省)

- ・ 地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援<予算措置以外>(国土交通省)

- ・ 地域における少子化対策の強化(内閣府)